

【参考8】職業安定局長が示す基準の例示（2）

〔局長通達別添4〕退職手当制度（一部）

○退職手当制度がある企業の割合

H30 中小企業の賃金・退職金事情（東京都） 71.3% 以下略

○退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金受給のための最低勤続年数（調査産業計）							(%)
	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上	無記入
会社都合	2.9	24.7	7.9	29.5	2.3	7.0	25.8
自己都合	0.7	17.3	11.9	48.8	3.8	9.7	7.8

H30 中小企業の賃金・退職金事情（東京都） 以下略

○退職手当の支給月数

モデル退職金（調査産業計）									(月)
勤続年数	高校卒（自己都合）	高校卒（会社都合）	勤続年数	高専・短大卒（自己都合）	高専・短大卒（会社都合）	勤続年数	大学卒（自己都合）	大学卒（会社都合）	
1	0.4	0.6	1	0.4	0.7	1	0.4	0.7	
3	1.0	1.5	3	1.0	1.6	3	1.1	1.7	
5	1.7	2.5	5	1.8	2.6	5	1.9	2.7	
10	3.8	5.2	10	4.3	5.5	10	4.4	5.7	
15	6.5	8.6	15	7.1	8.8	15	7.4	9.1	
20	9.7	11.9	20	10.6	12.3	20	10.7	12.5	
25	13.4	16.0	25	14.5	16.5	25	14.8	16.5	
30	16.7	19.6	30	18.4	20.5	30	18.7	20.3	
35	20.2	23.2	35	21.8	23.8	33	21.5	23.3	
37	21.2	24.1	定年	-	27.9	定年	-	28.0	
定年	-	29.0							

H30 中小企業の賃金・退職金事情（東京都） 以下略

○退職手当の支給金額

モデル退職金（調査産業計）									(千円)
勤続年数	高校卒（自己都合）	高校卒（会社都合）	勤続年数	高専・短大卒（自己都合）	高専・短大卒（会社都合）	勤続年数	大学卒（自己都合）	大学卒（会社都合）	
1	76	114	1	76	139	1	90	157	
3	184	280	3	210	312	3	237	379	
5	346	517	5	393	571	5	439	640	
10	898	1,227	10	1,060	1,365	10	1,215	1,574	
15	1,702	2,230	15	1,949	2,432	15	2,298	2,836	
20	2,796	3,441	20	3,219	3,765	20	3,733	4,358	
25	4,235	5,049	25	4,844	5,541	25	5,697	6,363	
30	5,779	6,778	30	6,707	7,490	30	7,852	8,523	
35	7,530	8,629	35	8,459	9,244	33	9,293	10,083	
37	8,095	9,215	定年	-	11,066	定年	-	12,034	
定年	-	11,268							

H30 中小企業の賃金・退職金事情（東京都） 以下略